

福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号）

# 企業立地促進計画

（平成 29 年変更案）

平成 25 年 6 月 10 日策定

平成 25 年 8 月 8 日変更

平成 27 年 10 月 30 日変更

平成 29 年〇月〇日変更

[最初の特定復興再生拠点区域復興再生計画 認定日]

福島県

## 1. 意義

- 「企業立地促進計画」（以下「本計画」という。）は、福島復興再生特別措置法第 18 条第 1 項（以下「法」という。）の規定に基づき、「避難解除等区域復興再生計画」（内閣総理大臣が決定）に即するとともに、「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」（市町村が作成し、内閣総理大臣が認定）に適合して、福島県知事が定める計画である。
- 本計画では、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する個人事業者又は法人（以下「企業」という。）の立地を促進することにより、避難解除等区域における安定した雇用機会の確保や新産業の創出、ひいては新たな地域イメージの創造や地域経済の活性化につなげ、住民の帰還の促進その他の避難解除等区域の迅速な復興・再生を図ることを目指す。
- 本計画に定める避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業が、その実施計画を作成し、福島県知事の認定を受けた後、認定された実施計画に従って、機械等を取得又は避難対象雇用者等を雇用した場合、当該事業の用に供する施設の新設等に要する費用の支出に充てるための「福島再開投資等準備金」を積み立てた場合、国税及び地方税の課税の特例等の適用がある。
- 県は、本計画に基づき、避難解除等区域への企業の立地を促進するための施策を総合的に講じ、関係する市町村と連携し、全力で避難解除等区域の復興・再生に取り組むものである。

## 2. 企業立地促進計画の目標及び期間

### (1) 目標

(取り戻すべき4つの「ふるさと」の姿)

- 原子力災害を克服し、避難解除等区域の迅速な復興・再生を実現するため、本計画では、以下の4つの「ふるさと」を取り戻し、「将来的に豊かで安心して暮らせる誇りある地域の再生を図ること」を目指すべき目標として掲げ、効果的に計画を推進する。
  
- ① **避難解除区域の住民等が安定して働くことができる「ふるさと」**
  - まずは帰還する住民等が安定して働く場を確保することが大前提となる。
  - 製造業やコールセンター等の情報通信業等、相当数の避難解除区域の住民等を継続して雇用する事業を実施する企業の立地を促進することにより、地域の安定した雇用の創出につなげ、避難解除区域の住民等が働くことができる「ふるさと」を取り戻す。
  
- ② **地域の創富力<sup>1</sup>が向上し、自立した地域経済の好循環を生むことができる「ふるさと」**
  - 原子力関連産業に代わる新産業の創出等により、地域の経済的な自立性を高めていくことが必要であり、特に、福島イノベーション・コースト構想の推進をより一層図っていく必要がある。
  - 再生可能エネルギーの導入促進や医療機器、ロボット等の製造等の先導的な施策に係る事業、豊富な農林水産物を中心とした地域資源を活用した事業等、避難解除等区域の地域経済の活性化に資する事業を実施する企業の立地を促進することにより、地域の創富力が向上し、自立した地域経済の好循環を生むことのできる「ふるさと」を取り戻す。
  
- ③ **地域の交流が生まれ、新しい地域コミュニティが成長する「ふるさと」**
  - 地域に安心して暮らすため不可欠な生活関連基盤が集積し、住民が集うことができる良好な生活空間を形成していくことが必要となる。
  - 地域コミュニティの核として期待される小売業や、住民生活の利便性を提供する生活関連サービス業等、避難解除区域の住民等が日常生活を営む上で必要な商品の販売又は役務の提供に関する事業を実施する企業の立地を促進することにより、地域の交流が生まれ、新しい地域コミュニティが成長する「ふるさと」を取り戻す。

---

<sup>1</sup>富を生み出す力のこと。

#### ④ 安心して暮らすことのできる生活環境がある「ふるさと」

- 長期避難により荒廃したインフラ等の復旧を速やかに進めるとともに、単なる復旧にはとどまらない安全で新たな生活環境を創造していくことも必要となる。
- 建設業や放射性物質除去のための措置（除染）など、原子力災害により被災を受けた施設等の復旧及び復興に資する事業を実施する企業の立地を促進することにより、安心して暮らすことのできる生活環境がある「ふるさと」を一刻も早く取り戻す。

#### （避難解除等区域復興再生推進事業）

- 法第 18 条第 1 項の雇用機会の確保に寄与する事業その他の避難解除等区域（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、避難解除等区域及び認定特定復興再生拠点区域。）の復興及び再生の推進に資する事業であって、法施行規則第 3 条各号に掲げる「避難解除等区域復興再生推進事業」は、それぞれ次の業種（日本標準産業分類〈平成 25 年 10 月改定〉〈平成 26 年 4 月施行〉【大分類】）に属する事業とする。

【相当数の避難解除区域の住民等を継続して雇用する事業（法施行規則第3条第1号）】

（業種）

- E 製造業
- G 情報通信業
- H 運輸業，郵便業
- I 卸売業，小売業
- M 宿泊業，飲食サービス業
- N 生活関連サービス業（娯楽業を除く）
- R サービス業（他に分類されないもの）

（注）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき許可・届出の対象となる営業に係る事業を除く。

【先導的な施策に係る事業、地域資源を活用した事業等避難解除等区域（法第十八条第一項に規定する避難解除等区域をいう。）の地域経済の活性化に資する事業（法施行規則第3条第2号）】

（業種）

- A 農業，林業
- B 漁業
- C 鉱業，採石業，砂利採取業
- E 製造業
- F 電気・ガス・熱供給・水道業
- G 情報通信業
- I 卸売業，小売業
- L 学術研究，専門・技術サービス業
- M 宿泊業，飲食サービス業

（注）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき許可・届出の対象となる営業に係る事業を除く。

**【避難解除区域の住民等が日常生活を営む上で必要な商品の販売又は役務の提供に関する事業（法施行規則第3条第3号）】**

（業種）

- H 運輸業，郵便業
- I 卸売業，小売業
- J 金融業，保険業
- K 不動産業，物品賃貸業
- L 専門・技術サービス業 （学術研究を除く）
- M 飲食サービス業 （宿泊業を除く）
- N 生活関連サービス業 （娯楽業を除く）
- O 教育，学習支援業
- P 医療，福祉
- Q 複合サービス事業
- R サービス業（他に分類されないもの）

（注）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき許可・届出の対象となる営業に係る事業を除く。

**【原子力災害により被害を受けた施設等の復旧及び復興に資する事業（法施行規則第3条第4号）】**

（業種）

- A 農業，林業 （農業を除く）
- C 鉱業，採石業，砂利採取業
- D 建設業
- E 製造業
- F 電気・ガス・熱供給・水道業
- I 卸売業，小売業
- K 不動産業，物品賃貸業 （不動産業を除く）
- L 専門・技術サービス業 （学術研究を除く）
- Q 複合サービス事業
- R サービス業（他に分類されないもの）

（注）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づき許可・届出の対象となる営業に係る事業を除く。

## (2) 期間

- 「避難解除等区域復興再生計画」においては、その計画の期間は、原則として10年間としている。
- 本計画においても、計画の期間は、原則10年間とする。

### 3. 避難解除区域等内の区域であって、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進すべき区域

#### (1) 区域

- 12 市町村<sup>2</sup>の避難解除区域等（避難解除区域及び現に避難指示であって法第4条第4号ハに掲げる指示であるものの対象となっている区域<sup>3</sup>（認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、それらの区域及び認定特定復興再生拠点区域。））を、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進すべき区域（以下「企業立地促進区域」という。）とする。

#### 【企業立地促進区域】※（平成 29 年〇月〇日時点）

- ① 田村市：  
船引町：一部（旧緊急時避難準備区域に限る。）  
常葉町：一部（旧緊急時避難準備区域に限る。）  
都路町：全域
- ② 南相馬市：  
原町区：一部（帰還困難区域を除く。）  
小高区：一部（帰還困難区域を除く。）  
鹿島区：一部（旧緊急時避難準備区域に限る。）
- ③ 川俣町：  
山木屋地区：全域
- ④ 広野町：全域
- ⑤ 檜葉町：全域
- ⑥ 富岡町：一部（帰還困難区域を除く。）
- ⑦ 川内村：全域
- ⑧ 大熊町：一部（帰還困難区域を除く。）
- ⑨ 双葉町：一部（帰還困難区域を除く。）
- ⑩ 浪江町：一部（帰還困難区域を除く。）
- ⑪ 葛尾村：一部（帰還困難区域を除く。）
- ⑫ 飯舘村：一部（帰還困難区域を除く。）

（全国地方公共団体コード（総務省）順）

※ 認定特定復興再生拠点区域復興再生計画が定められているときは、認定特定復興再生拠点区域を含む。

最初の特定期復興再生拠点区域復興再生計画の認定日と同日に変更

<sup>2</sup> 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の 12 市町村をいう。

<sup>3</sup> 避難指示解除準備区域、居住制限区域



## (2) 区域区分別の企業の立地促進の基本的な考え方

- 企業立地促進区域内であっても、すべての避難指示が解除された「避難解除区域」と、住民に対し居住及び事業活動の制限を求める指示が出されている「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「**認定特定復興再生拠点区域**」とでは、その状況は大きく異なるものがある。
- そこで、区域区分別に、避難解除等区域の復興・再生にあたっての区域の位置づけや、早期に立地を促進する必要のある企業の基本的な考え方等について、以下に記載する。

### **避難解除区域**

- 「避難解除区域」は、今後の長期にわたる復旧・復興の最前線拠点となっていく地域であり、法施行規則第3条各号に掲げるすべての業種に属する事業を実施する企業の立地を促進して、避難解除等区域全体の復興・再生を目指していく。

### **避難指示解除準備区域**

- 「避難指示解除準備区域」は、住民の早期帰還を見据え、除染、インフラ復旧を進め、安心できる生活環境の回復を図っていかねばならない地域である。法施行規則第3条第2号、第3号及び第4号に掲げる業種に属する事業を実施する企業の立地を優先的に促進するとともに、その後の企業立地促進区域内における各市町村の地域の復興・再生の状況に応じて、法施行規則第3条第1号に掲げる業種に属する事業を実施する企業の立地も図っていくことにより、「避難指示解除準備区域」の復旧・復興を目指していく。

### **居住制限区域**

- 「居住制限区域」は、住民の被ばく線量を低減する観点から、継続して避難を求められる地域である。労働者の安全確保が重要であることから、企業立地促進区域内であっても、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を可能とするのは、企業の事業所付近の平均空間線量率が毎時3.8マイクロシーベルトを大きく超えない地域に限定する。また、関係する市町村の意向も踏まえつつ、法施行規則第3条第2号、第3号及び第4号に掲げる業種のうち、住民帰還に必要な事業を実施する企業に限ってその立地を認め、「居住制限区域」の早期の復旧・復興を目指していく。

## 認定特定復興再生拠点区域

- 「認定特定復興再生拠点区域」は、帰還困難区域のうち概ね5年を目途に、避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域である。労働者の安全確保が重要であることから、企業立地促進区域内であっても、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を可能とするのは、企業の事業所付近の平均空間線量率が毎時3.8マイクロシーベルトを大きく超えない地域に限定する。また、関係する市町村の意向も踏まえつつ、法施行規則第3条第2号、第3号及び第4号に掲げる業種のうち、住民帰還に必要な事業を実施する企業に限ってその立地を認め、「認定特定復興再生拠点区域」の早期の復旧・復興を目指していく。

### (3) 立地にあたって企業が留意すべき事項

- 企業立地促進区域への立地にあたって、避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業は、あらかじめ、以下の事項について、県及び関係市町村と十分に協議の上、留意しなければならない。

#### ① 各種土地利用計画との整合性の確保

- 県国土利用計画（第5次）（平成25年3月25日改定）では、企業立地促進区域を含む特に被害の大きかった地域の復旧・復興・再生のための新たな土地需要に対しては、無秩序な市街地拡大と拡散の抑制を基本としつつ、効果的な土地利用を推進することとしている。
- 県及び市町村の各種土地利用の計画や方針との整合性を確保し、復興まちづくりの意向に最大限協力する必要がある。

#### ② インフラ復旧・除染実施状況の把握

##### インフラ復旧

- 企業立地促進区域は、地震や津波で甚大な被害を受けた地域も含まれている。
- これら地域は、国の「公共インフラ復旧の工程表」に基づき産業や生活基盤の復旧が進められていくことから、企業の立地が公共インフラ復旧の「事業実施計画」や「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」の妨げとなることのないよう、その進捗状況を正確に把握する必要がある。

##### 除 染

- 企業立地促進区域は、放射性物質汚染対処特措法等に基づき、放射性物質除去のための措置（除染）が講じられている区域を含んでいる。
- 避難解除区域の住民等の安全への配慮のため、国または市町村の実施する「除染実施計画」や「認定特定復興再生拠点区域復興再生計画」の進捗状況を正確に把握する必要がある。

#### ③ 事業実施に関する留意事項の遵守

- 区域のうち、避難指示区域である「避難指示解除準備区域」及び「居住制限区域」並びに「認定特定復興再生拠点区域」における生活及び事業活動には制限がある。

- 特に、「居住制限区域」及び「認定特定復興再生拠点区域」での事業の実施の際には、新規立地企業についても、「避難指示区域内における活動について」（平成 29 年 5 月 19 日付け原子力被災者支援チーム通知）を遵守して、労働者等の被ばく低減に努める必要がある。

#### **4. 避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進するため企業立地促進区域において実施しようとする措置の内容**

企業立地促進区域内において、事業再開や企業立地の前提となる環境回復の取組を進めるとともに、インフラ復旧、雇用回復、地域経済の活性化及び福島イノベーション・コースト構想の推進等に資する避難解除等区域復興再生推進事業を実施する企業の立地を促進するため、国や市町村と連携して以下に取り組む。

##### **(1) 企業立地環境整備**

- 企業立地や事業再開を支援するための補助、企業への工業団地に関する情報提供等を行う。

##### **(2) 新事業創造・創業支援**

- 再生可能エネルギー、医療機器、廃炉等、ロボット等の新産業創出及び先進的な農林水産業等の取組を促進する技術開発、研究実証、設備導入等を支援するための補助、地域の社会的な課題の解決等につながる新たな創業に向けた取組に対する支援等を行う。

##### **(3) 雇用・人材育成支援**

- 避難解除等区域の復興再生に資する産業人材を確保するための再生可能エネルギー分野、医療機器、廃炉等、ロボット及び農林水産業等に関する人材育成、被災者を安定的に雇用する企業等に対する雇用助成等を行う。

##### **(4) 金融・経営支援**

- 経済支援団体等を通じた経営支援体制の強化や被災事業者に対する長期の低利融資等を行う。

##### **(5) 技術開発・連携支援等**

- 地域独自の商品開発に必要な情報提供や企業連携のための支援、県ハイテクプラザ等による技術開発支援、放射線測定等の支援等を行うとともに、県浜地域農業再生研究センターによる避難解除区域等の営農再開・農業再生に向けた実証研究等を実施する。

## **5. その他企業立地促進計画の実施に関し必要な事項**

### **(1) 関係する市町村及び企業との必要な情報の共有化**

- 企業立地促進区域への企業の立地に必要な各種情報を、一覧しやすい形でわかりやすくとりまとめ、関係する市町村及び企業と共有化を図ることができるよう、速やかな情報提供に努める。

### **(2) 計画の進捗状況の点検と見直し**

- 本計画は、計画期間を 10 年間としているが、避難解除等区域の状況の変化も十分想定できることから、毎年度当初に、目標の達成状況、施策（措置）の活用状況等の点検を行うとともに、その結果について公表に努める。
- また、本計画策定後に新たに避難指示区域の設定や見直しが行われた場合等、必要と認められる場合には、速やかに本計画の見直しを行う。

### **(3) 住民等への適切な情報発信**

- 企業の立地を促進することによる避難解除等区域の復興・再生の状況について、ふるさとに帰還を希望する住民や全国の方々に対し、ホームページ等を活用して、わかりやすく適切に情報発信する。